

医療施設指定管理者

募集要項

令和7年12月

早川町・身延町・南部町医療事務組合

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 指定管理者制度導入の趣旨 | 1 |
| 2. 指定管理期間 | 1 |
| 3. 指定管理者が行う業務等 | 1 |
| 4. 申請に関する事項 | 2 |
| (1) 申請資格 | 2 |
| (2) 指定管理者の申請及び選定スケジュール | 3 |
| (3) 問い合わせ及び提出先 | 3 |
| (4) 募集要項の公表・配布 | 3 |
| (5) 現地説明会の開催 | 4 |
| (6) 質問の受付及び回答 | 4 |
| (7) 指定申請書の受付 | 4 |
| (8) 提出書類 | 5 |
| (9) 提出書類についての留意事項 | 5 |
| (10) 申請に係る費用 | 6 |
| (11) 申請における留意事項 | 6 |
| 5. 審査及び選定に関する事項 | 7 |
| (1) 選定の方法 | 7 |
| (2) 審査選定について | 7 |
| (3) 選定結果の報告について | 7 |
| (4) 候補者の決定及び通知 | 7 |
| (5) 申請・選定時における情報の非公開 | 7 |
| 6. 評価基準 | 7 |
| 7. 指定管理者の指定及び協定の締結 | 8 |
| (1) 指定管理者の指定 | 8 |
| (2) 協定の締結 | 8 |
| (3) 指定管理に向けた事前準備 | 8 |
| 8. 業務開始前に管理の実施が困難になった場合の措置 | 8 |
| (1) 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退 | 8 |
| (2) 指定の取り消し | 9 |
| 9. 指定管理期間満了前の指定の取り消し | 9 |
| (1) 組合による指定の取り消し | 9 |
| (2) 指定管理者の都合による指定の取り消し | 9 |
| (3) 不可抗力による指定の取り消し | 10 |
| (4) 指定管理期間満了前の取り消し時の措置に関する事項 | 10 |
| 10. 指定管理期間終了に伴う引継ぎ | 10 |
| (1) 指定管理期間終了時の引継ぎ | 10 |
| (2) 指定管理期間終了時の原状回復 | 10 |
| 11. その他事項 | 10 |

医療施設 指定管理者募集要項

1. 指定管理者制度導入の趣旨

早川町、身延町、南部町の峠南南部地域では、人口減による患者数の減少、人手不足による医師や看護師確保の困難、それに伴う病院経営の不安定化などにより地域医療を取り巻く環境はとても厳しい状況にあります。

このような現状を開拓するため、令和 6 年 6 月に身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合、公益財団法人身延山病院、早川町、身延町及び南部町を社員とする「地域医療連携推進法人みなみやまなし」を設立し、将来にわたって安定的かつ継続的な医療提供体制の確立を目指して、協議を進めてきました。

その結果、令和 9 年 4 月を目途に現状の公益財団法人身延山病院、身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院、南部町国民健康保険診療所及び南部町万沢診療所の医療施設を対象に指定管理者制度を導入した公設民営として、1 病院 3 診療所に再編することとしました。

このため、早川町・身延町・南部町においては、「早川町・身延町・南部町医療事務組合（以下「組合」という。）」を設置し、令和 9 年 4 月を目途に身延山病院、飯富病院、南部診療所及び万沢診療所を対象に指定管理者制度を導入した公設民営として、1 病院 3 診療所に向けた再編に取り組んでいます。

組合においては、人口減少局面にあっても「住民の皆様がいつまでも安心して医療を受けることができる」ように、医療施設群を再編統合し、供給者・受益者双方にとって安定した医療提供体制を構築するとともに、施設の運営について効率的な経営に最大限努めることを目的に指定管理者制度を導入することとします。

本要項に記載のない事項については、協議のうえ定めることとします。

2. 指定管理期間

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 19 年（2037 年）3 月 31 日までの 10 年間とします。

なお、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までの期間を、医療再編による医療提供体制を円滑に構築するための運営準備期間とします。

3. 指定管理者が行う業務等

別に定める医療施設指定管理者業務仕様書のとおりとします。

4. 申請に関する事項

(1) 申請資格

申請者は、次の事項を全て満たすこととします。

- ① 次のいずれかに該当する法人
 - ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第31条に規定する公的医療機関の開設者
 - イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 33 条の規定により設立された法人のうち病院の運営を目的とするもの
 - ウ 医療法第 39 条第 2 項に規定する医療法人のうち、病院を開設しているもの
- ② 施設の管理運営に必要とされる職員確保、資金の調達が可能であること。
- ③ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受け、当該処分の日から起算して 2 年を経過しない法人等でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない法人等でないこと。
- ⑤ 役員等（法人である場合には、その法人の役員又はその支店もしくは営業所等（常時勤務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合には、その団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）に拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれる法人等でないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、組合における一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。
- ⑦ 直近 3 年間の市町村税、県税、法人税（法人以外の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している法人等でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きを行っている法人等でないこと。
- ⑨ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、客観的に本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- ⑩ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑪ 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの統制の下にある法人もしくはこれらに準ずるもの（それらの利益となる活動を行うもの。）でないこと。
- ⑫ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発・勧告等を受けていないこと。

(2) 指定管理者の申請及び選定スケジュール

| 項目 | 日 程 |
|-------------------------|---|
| ① 募集要項等の公表 | 令和 7 年 12 月 2 日 (火) |
| ② 募集要項等の公表・配布期間 | 令和 7 年 12 月 2 日 (火) ～令和 8 年 1 月 20 日 (火) |
| ③ 現地説明会申込期間 | 令和 7 年 12 月 2 日 (火) ～ 12 月 10 日 (水) |
| ④ 現地説明会 | 令和 7 年 12 月 11 日 (木) |
| ⑤ 質問の受付期間 | 令和 7 年 12 月 2 日 (火) ～ 12 月 16 日 (火) |
| ⑥ 質問への回答日 | 令和 7 年 12 月 23 日 (火) |
| ⑦ 申請書類の受付期間 | 令和 7 年 12 月 2 日 (火) ～令和 8 年 1 月 20 日 (火) |
| ⑧ 一次審査（書類審査） | 令和 8 年 1 月 21 日 (水) |
| ⑨ 一次審査結果の通知 | 令和 8 年 1 月 26 日 (月) |
| ⑩ 指定管理者選定委員会（プレゼンテーション） | 令和 8 年 2 月 6 日 (金) |
| ⑪ 候補者の決定及び公表 | 令和 8 年 2 月中旬 (予定) |
| ⑫ 指定にかかる組合議会への議案上程・議決 | 令和 8 年 3 月中旬 (予定) |
| ⑬ 運営準備に関する覚書の締結 | 令和 8 年 4 月 (予定) |

(3) 問い合わせ及び提出先

早川町・身延町・南部町医療事務組合 事務局

〒409 - 3304 山梨県南巨摩郡身延町切石 117-1

電話：0556 - 20 - 4611

メール：iryou@town.minobu.lg.jp

(4) 募集要項の公表・配布

- ① 公表・配布期間：令和 7 年 12 月 2 日 (火) から令和 8 年 1 月 20 日 (火) 午後 5 時
まで

- ② 配布場所：上記期間において、早川町・身延町・南部町医療事務組合事務局（土日祝日及び 12 月 27 日から 1 月 4 日を除く。）または、身延町ホームページにおいてダウンロードすることができます。

（5）現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。

- ① 日時：令和 7 年 12 月 11 日（木） 午後 2 時 30 分から（1 時間 30 分程度）
- ② 場所：身延山病院 会議室
- ③ 内容：募集要項・業務仕様書等の説明、施設の現地確認
- ④ 参加人数：1 参加申し込み団体につき 2 名以内
- ⑤ 参加申込：参加を希望される場合は、令和 7 年 12 月 10 日（水）午後 1 時までに「現地説明会参加申込書」（様式第 9 号）を電子メールにより提出してください。
- ⑥ 提出先メールアドレス：（3）のとおり
電子メールの件名は【現地説明会参加申込】として、送信後は事務局まで送信確認の電話連絡をしてください。
- ⑦ その他：説明会では、質疑応答の時間はありません。質問事項については、次項（6）を参照のうえ、提出してください。

（6）質問の受付及び回答

募集要項や仕様書等に関する質問がある場合は、質問書（様式第 10 号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにて提出してください。

- ① 受付期限：令和 7 年 12 月 2 日（火）から 12 月 16 日（火）午後 5 時まで
- ② 提出先メールアドレス：（3）のとおり
- ③ 回答方法：質問に対する回答は、令和 7 年 12 月 23 日（火）に身延町ホームページへの公表をもって回答とします。（質問者名は公表しません。）

（7）指定申請書の受付

- ① 受付期間：令和 7 年 12 月 2 日（火）から令和 8 年 1 月 20 日（火）まで
- ② 提出場所：（3）のとおり
- ③ 提出方法：持参、郵送（書留郵便とする。）又は宅配便とします。

※ 持参する場合の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
(土日祝日及び 12 月 27 日から 1 月 4 日を除く。)

※ 郵送又は宅配便で送付する場合は、事前に早川町・身延町・南部町医療事務組合事務局まで連絡すること。

（8）提出書類

下記の書類について、別に定める医療施設指定管理者申請様式集により、正本 1 部と副本 11 部（副本は複写可）を提出すること。

① 指定申請書（様式第 2 号）

（関係書類）

- （1）管理を行う公の施設の事業計画書（様式第 2-1 号）
- （2）管理に係る収支計画書（様式第 4 号）
- （3）管理に係る収支計画書内訳書（様式第 4-1 号）
- （4）前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）
- （5）前事業年度の貸借対照表及び財産目録またはこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）
- （6）現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ。）
- （7）団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- （8）団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- （9）登記事項証明書（法人の場合）
- （10）団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- （11）代表者の身分証明（非法人の場合）
- （12）申請資格に関する申立書（様式第 3 号）
- （13）直近 3 年間の国税及び地方税の納税証明書（告示日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第 3 号）

② 法人（団体）の概要書（様式第 7 号）

③ 誓約書（様式第 8 号）

（9）提出書類についての留意事項

- ① カラー表示がある場合はカラー複写とする。
- ② 使用する文字については日本語を使用するものとし、フォントサイズ等については任意とするが、読みやすく分かりやすい書類作りに努めること。
- ③ 日本産業規格 A4 版縦置き、横書き、左綴り、両面印刷とする。資料等で A3 版を使用する場合は、折綴りとする。

なお、各書類については、ページ数の制限は設けないが、事業計画書や収支計画書のように複数枚になる書類についてはページ番号を記載すること。

※書類の不備は審査時の減点もしくは失格の対象となる場合があるので注意すること。

(10) 申請に係る費用

申請に関して必要となる費用は、全て申請者の負担とする。

(11) 申請における留意事項

① 本募集は、今後制定予定の設置条例における指定管理者制度の適用を前提とした停止条件付の募集であり、指定管理者制度が適用されない場合、効力は発生しないものとする。

本募集の効力が発生しなくなった場合、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）が申請に関して負担した費用及び開設準備のために負担した費用については一切負担しない。

② 申請者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなす。

③ 受付期限を過ぎた場合、提出された書類の内容変更及び書類の追加はできない。

④ 提出された書類は理由の如何によらず、全て返却しない。

⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

⑥ 一申請者につき、提案は一案とし、複数の提案はできない。

⑦ 提出された書類のうち、副本については、正本と同内容のものとみなし、早川町・身延町・南部町公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の各委員にそのままの状態で配布するので、内容の確認は申請者の責任において行うこと。

⑧ 提出された書類及び委員会による選定結果は、早川町・身延町・南部町医療事務組合情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除いて、公開することがある。

⑨ 選定委員会委員に対して、本件について公正な競争を確保するうえで疑いを持たれるような接触は禁ずる。

なお、接触の事実が認められた場合は失格とする。

⑩ 申請書類の内容に含まれていると特許権、意匠権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果により生じた責任は、申請者が負うものとする。

⑪ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理候補者の選定等に必要な範囲において、組合は事業計画等の内容を無償で使用できるものとする。

⑫ 現地説明会等の定められた機会を除き、組合が個別に対応することはない。

⑬ 各書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

5. 審査及び選定に関する事項

(1) 選定の方法

選定委員会を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理候補者の選定を行います。

(2) 審査選定について

候補者の選定にあたっては、提出書類により申請資格を審査した上で、提案内容等について、選定委員会で書類審査とプレゼンテーション（ヒアリングを含む。非公開とします。）を行います。プレゼンテーションは、令和8年2月6日（金）に行うものとし、実施時間と場所については、提出期限後に別途通知します。提出書類と申請者によるプレゼンテーションの結果を基に、選定委員会において総合的に審査を行います。

(3) 選定結果の報告について

選定委員会は、審査選定の結果を早川町・身延町・南部町医療事務組合管理者（以下「管理者」という。）に報告します。

(4) 候補者の決定及び通知

管理者は、選定委員会による選定結果の報告に基づいて指定管理候補者を決定し、申請団体に通知します。

(5) 申請・選定時における情報の非公開

申請・選定時における申請団体に関する情報については公開しませんが、指定管理候補者が決定した際においては、指定管理候補者の基本的情報、申請の概要並びに申請団体の選定結果について公表します。

6. 評価基準

選定委員会での評価は以下の基準に照らし、各項目について評価し総合的に判断します。

- ① 事業計画書及び収支計画書（以下「事業計画書等」という。）に基づく医療事業の運営は、将来にわたり安定的かつ継続的に良質な医療を提供するとともに町民や利用者等のサービスの向上が図られるものであること。
- ② 施設管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書等に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

7. 指定管理者の指定及び協定の締結

（1）指定管理者の指定

指定管理者の指定は、選定委員会での選定後、早川町・身延町・南部町医療事務組合議会（以下「組合議会」という。）での指定管理者を指定する議案の議決をもって決定します。議決後、管理者が指定管理候補者として選定された者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

（2）協定の締結

組合と指定管理者は、医療施設の管理に関する基本協定及び年度協定を締結します。

① 基本協定の内容は次のとおりとします。

- ・指定管理期間に関する事項
- ・事業及び管理に関する事項
- ・利用料金等に関する事項
- ・事業計画及び事業報告に関する事項
- ・組合及び指定管理者が負担する費用に関する事項
- ・リスク分担に関する事項
- ・指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・個人情報の保護に関する事項
- ・その他管理運営にあたり必要となる事項

② 年度協定の内容は、指定管理に係る費用に関することなど、細目的事項等を定めるものとします。

（3）指定管理に向けた事前準備

組合と指定管理候補者として選定された者又は指定管理者に指定された者（以下「指定管理者等」という。）は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までの期間を、医療再編による医療提供体制を円滑に構築するための運営準備期間とします。

8. 業務開始前に管理の実施が困難になった場合の措置

（1）申請の辞退及び選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず辞退届を提出すること。なお、選定結果通知後に辞退した場合、組合が被った損害について、賠償請求する場合があります。

（2）指定の取り消し

指定管理者の業務開始までの期間に、指定管理者等が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すものとします。

これらの場合、指定管理候補者が申請に関して負担した費用及び運営準備のために負担した費用について、組合は一切負担しません。

- ① 組合議会において、指定に係る議案が否決されたとき。
- ② 指定管理者等が倒産し、もしくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- ③ 指定管理者等の資金状況の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ④ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ⑤ 指定管理者等が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ⑥ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

9. 指定管理期間満了前の指定の取り消し

（1）組合による指定の取り消し

組合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

- ① 組合の指示に従わないとき又は改善の勧告に応じないとき。
- ② 本業務の履行に際し不正行為があったとき。
- ③ 組合に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- ④ 指定管理者が協定の内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
- ⑤ 指定管理者が暴力団又は暴力団関係者に該当すると認められるとき。
- ⑥ 下請負人等が暴力団又は暴力団関係者に該当すると認められた場合であって、組合が指定管理者に対して当該下請負人等との契約の解除を求め、指定管理者がその求めを拒否したとき。
- ⑦ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の解除の申し出があったとき。
- ⑧ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により本業務を継続することが適当でないと組合が認めたとき。

（2）指定管理者の都合による指定の取り消し

指定管理者は、自己の都合により本業務の継続が困難と判断した場合は、組合に対して指

定取り消しの協議を求めることができるものとします。指定管理者は、指定の取り消しを申し出る場合、その取り消しを受けようとする日の3年前までに申し出を行い、組合と協議するものとします。協議の結果、やむを得ないと判断されたときは、組合は指定の取り消しを行います。この際に、組合及び指定管理者に発生する損害、損失及び増加費用の取扱いは、組合と指定管理者の協議により決定するものとします。

（3）不可抗力による指定の取り消し

組合及び指定管理者は、不可抗力の発生により本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとします。協議の結果、やむを得ないと判断されたときは、組合は指定の取り消しを行います。この際に、組合及び指定管理者に発生する損害、損失及び増加費用の取扱いは、組合と指定管理者の協議により決定するものとします。

（4）指定管理期間満了前の取り消し時の措置に関する事項

指定管理者は、指定管理期間満了前の指定の取り消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次の運営者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

10. 指定管理期間終了に伴う引継ぎ

（1）指定管理期間終了時の引継ぎ

指定管理者は、指定管理期間終了時には、組合又は組合が指定する者に対して事務の引継ぎを行うものとします。

（2）指定管理期間終了時の原状回復

指定管理者は、指定管理期間終了時において、指定管理者の責めに帰すべき破損又は汚損した部分を原状に回復するものとし、その範囲等については組合と指定管理者が協議の上、定めます。ただし、施設等の価値を高めるなど相当の理由が認められるとき、もしくは災害等の不可抗力により事業を継続できないときは、組合の承認により原状回復を不要とします。

11. その他事項

募集要項及び仕様書に定めのない事項については、指定管理者との協議により定めるものとします。